

## 第8回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成19年12月19日（水）

#### 前回（第7回）会議内容の確認と今回の協議内容

##### 【前回の確認】

- ・前文案を作成するためのキーワードについて協議した。そのキーワードから正副座長が作成した前文素案を提示して、繰り返し議論していくこととした。
- ・その中で、前文は「誰に対して」書くのかというスタンスの問題が残っているとの意見が出された。
- ・市の現状を認識するために関連条例などの研修を行う必要があるのではないかと意見も出された。

##### 【本日の進め方】

- ・本日は、前文を作成するにあたってのスタンスについて協議し、その後、配布している条文項目検討シートの結果を見ながら、「情報公開」の部分について検討したい。

#### 前文作成にあたってのスタンスについて

- ・前文作成にあたってのスタンスとして、誰に対して書くものなのか。市民、議会、市長、市役所の4者が考えられるが、どのような割合で書くかによって内容が大きく異なると思う。
- ・これまでの議論経過を見ると、市民に対してと言うより市役所や市長、議会に対してのウエイトが高いのかという印象がある。
- ・前文は最後の方で調整されるのではないかと。今決めてしまうと条例全体の方向性が決まってしまうので、それが果たして良いことなのか疑問。
- ・他を見ると、行政運営に関して限定しているところもあるし、市民活動や自然環境等をプラスしているところもある。自然環境や歴史背景は理念的なもので条文に直接関わることは少ない。
- ・行政運営が主でなければ、条例の意味がなくなるのではないかと。
- ・条例制定の背景として地方分権があり、行政の監視制度だけではなく市民参加も必要である。
- ・北見の場合は自治区との関係があるので、市民のためのという部分が大事になる。
- ・市民の責務を強調するのではなく、市民が主役であることと、議会や行政の見えない部

分が見えるようになっていくということ。

- ・市民に対して何を要求するのかということと、まち全体をどういう方向に向けていくのかということが、読んだ人が分かるようにしなければならない。
- ・今の北見市はどこに向かおうとしているのかが分からない。
- ・住民が参加していける形を作らなければならない。住民が参加していくことを妨げてはいけない。住民の活動を支援すること。活動を評価し、活性化させていくこと。この点が表されれば良い。
- ・行政の部分で言えば、セーフティネットを強化すると同時に、市民活動ができるような体制をつくるべき。
- ・一般的には、ピラミッド型か串刺し型にするかということのようだが、ピラミッド型の方が良いのかと思う。条例制定の目的があって、そこにぶら下がっていくもの。
- ・恵庭市では、市の地域づくり事業に対して、中学生を含めた市民が評価していくというシステムを構築しようとしている。こうした住民参加型の側面も必要ではないか。行政のチェック機能も必要である。
- ・今年1年、市民の不安と不満しか聞こえてこない気がした。いいまちを創ろうという話が見えてこない。
- ・自治区内で何ができるのかということ、しっかりと固めていかなければならないと自覚している。市民評価が可能な事業をつくり上げていく見識ある条例であって欲しいし、そうすると、積極的に関わろうとする人には行動しやすい柱になるのではないか。
- ・今、どこに向かおうとしているのかが分からない状態で条例をつくらうとしている。骨格が見えないとこれからの作業が進まない。それが前文案を作ることが骨格づくりになるのではないか。
- ・今の議会や行政は、不祥事の後始末などに忙殺されてまちづくりの話がされていない。
- ・例えば、町内会のごみステーション設置についても、行政に相談しても規制ばかりで認められない。市民提案が生かされるような形の条例は制定できないか。
- ・そういったことを、ぶら下げ条例などで設定しやすくする条例であるべき。
- ・具体的な市民生活から前文のキーワードを出して行って、「安全で安心なまちづくり」というキーワードが出た。前文の細かい文言は修正可能だが、骨子となるキーワード「市民が主体」や「自治区の均衡ある発展」は押さえておく必要がある。
- ・関連条例につなぐ際にも骨子ができていればやりやすい。

#### (座長まとめ)

- ・市民の権利と役所の責務と役割を書くべきとの意見、市の向かう方向と自治区の役割とその方向について示すべきとの意見、キーワードから骨子を決めて今後検討していくべきなどの意見が出された。
- ・前文は後にした方が良いという意見もあったが、共通した認識の下で条文を作成していくために、はじめに前文案をつくり、繰り返し検討していく方が良いと思う。
- ・前回までの会議で出されたキーワードから骨子となる部分を拾い出していくことにする。

## 前文のキーワード整理（骨子づくり）

### 【骨子となるキーワード】

～北見の風土・歴史（北見らしさ）～

- ・広大な大地
- ・石北峠からオホーツク海まで110km
- ・自然環境を後世に伝える
- ・4つの自治区からなる市
- ・各自治区の公平な発展
- ・4つの自治区がそれぞれの歴史文化を継承し、均衡ある発展を目指す

～まちづくりの方向性～

- ・市民が主体のまち
- ・安全・安心なまち
- ・自然の恵みをもとにした、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち
- ・住みやすい
- ・自然と産業が調和し、魅力的な観光都市
- ・地域連携（自治区間）
- ・市民が参加しやすい。する気になる
- ・機能的

～自治の基本原則～

- ・自ら参加する、他人任せにしない
- ・自主性

～それぞれの役割・責任～

- ・市長も市民も議会も、それを前提と位置づける条例であること
- ・住民意見が反映される市役所 議会の制度・システム
- ・情報の共有
- ・情報公開
- ・住民の自治意識の昂揚〔昂揚 誤変換では？との指摘があったが、カード記載のとおり〕
- ・自己決定 自己責任
- ・必要不可欠なニーズの把握

### 【委員からの意見】

- ・性格として、理念や自然環境は前文に盛り込み、目的や位置づけは別に設定する。
- ・前文は条例の条件付けの説明ではないか。その後、本格的な部分に触れていくデザインにするのか、初めから本論に入るのかということになる。他を見ても、地域環境などを一切無視して市民合意の自治を行うということを謳っているものもある。

- ・前文のスタンスはどこに置くのかといった時、市民が主体であるなら「私たち市民は」から始まるものではないか。
- ・多治見市のように、自分達の目指すまちを明確に示すのが良いのではないか。
- ・市民憲章が作られていて、総合計画は実行部分であり、その辺も加味していくべき。
- ・北見らしさを一言で表現する言葉が必要。
- ・前文が達成しなければならない目標を設定、確認していくべき。(理念なども同じ)
- ・綺麗な言葉を並べるなら、初めから本質に入っていくほうが良い。
- ・それぞれの違う歴史を持った地域が繋がったのだから、その流れを表記すべき。
- ・「市民合議でまちづくりをする」ということだけは外せない。そのスタンスがあれば、揺らいでいるものも含めて、市民の意思が通じるまちづくりの条例であって欲しい。
- ・前文を読むことで北見市民であることを認識できるようなもの、北見市をイメージできるようなものであるべき。
- ・市民が主体であれば「参加」という言葉は使わないのではないか。
- ・「市民が住みやすいまちをつくる」ということでまとまるのではないか。
- ・市民を差別化するような文言は避けるべき。(高齢者、若者、女性など)
- ・行政が目指すものより、まちづくり全体を表現していくものではないか。
- ・「コンパクトなまちづくり」とは本来、行政負担や市民負担を軽減すること。
- ・オホーツク圏の中心を担うというプライドを持ってまちづくりをしなければならない。
- ・考え方の確認事項は理念で述べるようにして、前文はまちづくりへの想い、希望を謳うもの。
- ・札幌市の条例では、市民の願い、目指すもの、位置づけ、それらをもって最終的に最高条例であるという流れになっている。基本的にはこういう組み立てになるのではないか。

## 条文項目検討について

### 【資料説明】

- ・委員から提出された考え方を事務局でまとめた。
- ・章立をして分けているが、検討作業をしやすくする目的で、神原私案をもとに組み立ててみた。この章立てでつくるということではない。
- ・第12章は、委員から出された自由記述欄記載項目を集めたもの。
- ・章立てとしたことから、委員の意見によっては章が分かれている部分もあるので、そこは重複して記載しているものもある。
- ・仮の章立て第2章、情報公開の部分が比較的検討しやすいと思うので、ここから入っていきたい。

### 【項目検討】

#### 1. 市民の権利

- ・回答している委員全員が「必ず必要」としているなので、特に問題はない。

## 2. 説明責任・応答責任

- ・ほとんどの委員が「必ず必要」であるとしており、その他の委員も「必要」とはなっている。
- ・この章立てが、日本国憲法の章立てに沿ったものと思われるが、今求められているのは主役であるという自覚。
- ・誰が誰に説明責任を負うのか。一般的には市長や市役所が市民に対して負うものであり、行政が市民に分かりやすく説明することだと思う。そうすると、この章ではなく別の章で設けるものではないか。後で再検討する必要がある。
- ・「必ず必要」ではなく「必要」としたのは、過小評価をしたのではなく、広範囲にわたる量が多いものになるのではないかと思った。関連条例で整理することも考えるべきかと思う。

## 3. 情報共有・公開等

- ・北見市の現行の情報公開のあり方に不都合があるか否かを見ると、整理できるのではないか。
- ・「必要」としているのは、情報は財産であると考えられ重くやるべきと思うので、関連条例での整理を要するのではないか。

## 4. 個人情報保護

- ・「国の法律に準ずる」程度で良いのではないか。
- ・人命に関わるような事態にあっても個人情報の保護が弊害となることがあるので、個人情報はこちらだが・・・という形で定める必要がある。
- ・個人情報保護を理由に、町内会名簿作成に協力しない者も増えている。

### (市民協働推進課より個人情報保護制度の説明)

- ・法律は5,000人以上の事業所体(営利体)を対象としているので、町内会や民生委員が同じ目的のために情報を共有することは法の規定に入っていない。
- ・みんなが過剰反応している。
- ・これから町内会向けに広報を行っていく予定をしている。
- ・住民自治組織は任意団体で、その目的のためには問題ない。自分のことを教えたくないがための理由として使われているようだ。

### 【委員からの意見】

- ・この章では、行政のいろいろなことについて市民が知る権利を持つということと、行政はきちんと情報を公開すること定める内容。知ろうとしたときに知ることができる権利、システムを謳うこと。
- ・個別条文を検討していく中で、言葉の定義を決めておかないと混乱が生じるのではないか。例えば、「市民」とはどの範囲を指すのか。

## 次回以降の会議について

- ・前文については、今日の会議で拾い出したキーワードを基に正副座長が案を作成して次回会議に示す。その後、条文項目の検討と並行して形づくりをしていく。
- ・条文項目については、章立ての問題はあるが、今日のような形で一通り進めていきたい。その中で問題点が出たら改めて検討していく。
- ・次回開催は1月21日を基本に調整する。